

平成31年2月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 平成31年2月15日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 市役所6階 602会議室

3 出席者〔教育長〕内藤隆行

〔委 員〕大岩幹夫(教育長職務代理者)、吉本理、中川奈緒美、
寺本彰、清水国明

〔事務局〕美甘寿規教育総務部長、岩間健一学校教育部長、師岡林教育
総務部次長、戸村達男学校教育部次長兼学校教育課長、千葉
裕之教育総務担当参事兼教育総務課長、木村立彦文化財保護
担当参事兼文化財保護課長、池田隆人保健給食担当参事兼保
健給食課長、安田幸雄教育総務課主幹兼教育企画室長、森田
幸夫教育施設課長、稲田里織社会教育課長、海老沢康子スポ
ーツ振興課長、倉富恵理子生涯学習推進センター所長、中村
まさみ所沢図書館長、中田利明学校教育課教育指導担当主幹
兼健やか輝き支援室長、米澤三八子教育センター所長、柳瀬
美紀教育総務課主任

〔書 記〕武政直行教育総務課主査、名雪晋祐教育総務課主任

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 なし

6 開 会 本日の議案は、議案第33号から議案36号、追加議案
第37号の5件。

なお、議案第37号は、人事に関する審議のため、「10
その他」における教育総務課からの報告については、政策決
定過程のため、また、学校教育課からの報告については、個
人に関する情報が含まれるため、「地方教育行政の組織及び
運営に関する法律」第14条第7項に基づき、非公開とした
い旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議さ
れることに決定した。

進行上、議案第33号と34号の順を入れ替えて審議。

7 議 題

議案第34号 所沢市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について資料に則り、戸村学校教育部次長兼学校教育課長から以下のとおり説明がなされた。

本議案は、学校職員の職務専念義務免除を一部校長決裁とするよう、規程の改正を行うとともに、規程の整備を行うものである。

学校職員が、福利厚生のための事業に参加する場合、その服務は、職務専念義務の免除、いわゆる職専免となる。職専免の承認の決裁については、これまで市教育委員会(以下、市教委)が行ってきた。

この度、教職員の負担軽減検討委員会の中で、学校から市教委に提出する文書を減らすことが負担軽減につながるというご意見をいただいた。この職専免の承認を得るための文書は、毎年かなりの分量になり、学校が全職員の承認願を整え、提出していることから、特に教頭には大きな負担となっている。そこで、福利厚生に関する職専免の決裁を校長決裁にしようとするものである。

改正点は2点あり、1点目は、第8条3項において、「...職務専念免除願を校長を経て教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が別に定めるものについては、校長の承認をもってこれに代えることができる。」とすることである。毎年年度当初に、学校教育課長より各小・中学校長に通知している「職務専念義務免除に係る願書類確認一覧」を、来年度より、教育長から各小・中学校長へ通知するものとし、職務専念義務免除の種類により、提出先をそれぞれ「教育長」か「校長」と示すことで、「教育長が別に定めるもの」とする。

なお、校長が決裁した職務専念義務免除については、市教委による管理訪問や指導訪問において、承認手続きが適切に行われているかの確認を厳しく行う。これにより、学校職員の服務監督については、これまでと同様に適切に行っていく。

2点目は、第17条3項の「...部分休業承認請求書をもつて県教育委員会に...」を「...部分休業承認請求書をもつて市教育委員会に...」とすることである。育児休業法第19条には、県費負担教職員は市町村教育委員会が承認することが定められており、これまで本市においては、議案第33号で説明する『所沢市教育委員会事務決裁規程』において規程を設け、市教委が行ってきた。今回、関係する規程の整備を行うことに伴い、併せて改正するものである。

以下質疑。

(中川委員)

自身のPTA活動の経験から、教頭先生の負担が大きいという印象があります。その負担を軽減することに、とても有効なことであると思いますので、今後も業務の軽減を検討できる部分があれば進めていただきたいと思います。

(寺本委員)

職務専念義務の免除に係る願について、教員免許更新講習参加に関する提出先が教育長となっていますが、事務の流れや更新時期の把握について説明願います。

(戸村学校教育部次長)

更新時期は、市教委にて把握しており、毎年度当初に各教員の更新時期について、校長からも確認を取るよう指示し、市教委への報告を求めています。更新期限2年前から講習を受講できますので、それに合わせて更新手続きを進めてもらっています。漏れのないように、2重3重のチェックを行って、丁寧に行っています。

更新に関しては、講習を受講して終わりではなく、書類を県教委に提出し受講を終えた証明をいただくことで完了となるため、市教委への書類提出を求め、その提出先を教育長としているところです。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第33号 所沢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
資料に則り、戸村学校教育部次長兼学校教育課長から以下のとおり説明がなされた。

本議案は、『所沢市立小・中学校職員服務規程』の一部改正に伴い、学校長以下学校職員の服務に係る決裁区分を改正するとともに、規程の整備を行うものである。

改正点は3点あり、1点目は、この別表第1中の「及び学校長」を削ることである。別表第1(第4条関係)部長、次長及び課長の共通専決事項の16(1)において、「次長(次長相当の職にある職員を含む。以下この表において同じ。)及び学校長」とあるが、この「及び学校長」を削除するものである。これは、同じく16(2)において、「課長(課長相当の職にある職員を含む。)」の決裁は次長が行うとされており、学校長は課長相当であることが、教育委員会各課の事務分掌規則で示されているため、学校長の出張命令等を学校教育部次長が決裁することできると確認するためである。以下、「次長及び学校長」とあるところ

は、同様に、「及び学校長」を削る。

2点目は、別表第2の教育総務部の事項欄の3に、「職員の（所沢市立小・中学校職員服務規程（昭和32年制定）第2条に規定する学校職員（以下「学校職員」という。）を除く。以下この表において同じ）」を加えた。この「所沢市立小・中学校服務規程第2条に規定する学校職員」とは、県費負担教職員のことであるが、教育総務部以下の職員については部長が決裁を行い、学校の県費負担教職員は次長が決裁しているため、このことをあらためて確認するためのものである。

3点目は、学校教育課の事項の欄の学校職員の職務専念義務免除と部分休業の承認、取消しの専決区分を部長から次長に変更した。これまで、この事務決裁規程では、学校長以下学校職員の職務専念義務免除と部分休業の承認・取消しは、学校教育部長の決裁となっていたが、本市の県費負担教職員は、小学校・中学校合わせて、約1300人おり、学校教育部長が決裁を行うことは事務処理上難しい状況があり、今回、所沢市立小・中学校職員服務規程を一部改正するため、関係する規程についても整備を行うことが望ましいことから、学校教育部次長が決裁を行うとあらためて確認するものである。

また、括弧書きとして、「所沢市立小・中学校職員服務規程第8条3項ただし書きに定めるものを除く。」と加えたのは、議案第34号にて説明したとおり、学校の業務負担軽減のために、「教育長が別に定めるもの」を次長決裁とするために、この事務決裁規定においても確認をするためのものである。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第35号 第3次所沢市子どもの読書活動推進計画の策定について

資料に則り、中村所沢図書館長から以下のとおり説明がなされた。

計画を策定するにあたっては、関係各課、市内小中学校等の代表からなる策定委員会を平成30年4月に設置し、7月に第1回委員会を開催してから、これまで4回の委員会においてご意見をいただいていた。また、9月の定例教育委員会、および政策会議においてもご協議いただき、11月10日から11月30日までの20日間でパブリックコメント手続きも実施して、広く市民の皆様からご意見

を募集し、4名・2団体の方より、30件のご意見を頂戴した。こちらは市のホームページなどでも公開する予定である。あわせて、市役所全庁に向けた照会も行っている。このたび提出した案は、市民及び各課からのご意見を策定委員会で確認し、反映したものとなっている。

9月定例会にてお示ししたパブリックコメント用の素案から、修正した箇所については、下記のとおりである。

- ・表紙裏に教育大綱を記載し、第1章2ページには、電子図書についての取り扱いについて追加した。
- ・第4章32ページの「図書館司書による情報提供」の対象に「学校司書」を追加した。
- ・一般的でないと思われる用語について、脚注を追加するなどの対応をした。

なお、「元号」の取り扱いについては、所沢市の他の計画と同様、新元号発表後に修正し、対応したいと考えている。文言・表記についての細かい修正については、今後もより分かりやすくなるよう行う予定である。

以下質疑。

(中川委員)

パブリックコメントの意見を柔軟に取り入れて修正していただいたという印象を受けますので、とても良いと思いました。

今後、さらに内容を広げて具体的な提案を加えていく予定はありますか(例えば、カフェスペースを設けるなど)。

(中村所沢図書館長)

具体的な提案については、計画にある各施策の中で広げていくことは可能です。

(大岩教育長職務代理者)

このような計画策定を進める上で、計画の目的や内容、重点箇所などについて、ダイアプランの近隣自治体と交流して検討しあうような取組は行っていますか。

(中村所沢図書館長)

子どもの読書活動に特化した形での交流は行われていませんが、ダイアプランの図書館部会の中で、子どもに対する取組に関して情報交換を行っています。

(大岩教育長職務代理者)

このことに限らずですが、広範囲で子ども達を見ていく、育てていくという視点

が必要だと思しますので、今後もそのような意識を持って取り組んでいただければと思います。

(吉本委員)

本屋が少なくなっていて、ほしい本があっても近くで購入できない状況がある中で、図書館で本を購入できるようにするなど、そのような取組を計画に加えることはできますか。

(中村所沢図書館長)

本市の図書館においては、図書の購入を代行する仕組は考えていません。図書館の無料の原則に基づいて、どのような方でも児童書を手にとることができるように努めています。

(吉本委員)

子どもが読んで楽しかったとか 気に入った本を持っていたいという感情は大人でもあると思いますが、本が手に入る場所がなくなってきている状況で、図書館には広範囲な図書が取り揃えられている環境があるので、そのあたりの考え方の転換があれば、子どもの本を探す場所として、今後の図書館がより良いものになるのではないかと思い、提案させていただきました。

(中村所沢図書館長)

全国的には、様々な図書館の形態が出てきている状況がありますので、今後の図書館の更なる充実に向けて、一つの研究題材として参考にさせていただきたいと思います。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第36号 第2次所沢市図書館ビジョンの策定について

資料に則り、中村所沢図書館長から以下のとおり説明がなされた。

ビジョンの策定にあたっては、社会教育関係者、学識経験者などからなる所沢市立所沢図書館協議会に、平成30年7月に諮問し、これまで4回の会議でご協議いただき、本年2月8日に開催された第4回所沢図書館協議会にて答申をいただいている。本ビジョンについては、10月の定例教育委員会および政策会議でもご意見を頂戴した。また、市役所全庁に向けた照会も行っている。

12月1日から12月20日までの20日間で実施したパブリックコメント

手続きにおいては、3名・1団体の方より、9件のご意見をいただいた。パブリックコメント実施後の修正点としては、評価指標の各指標の説明文の文言を、上位計画である「第6次所沢市総合計画」、「教育振興基本計画」と統一した。そのほか、「各まちづくりセンター」を「まちづくりセンター、公民館」と並列に記載し、「郷土所沢」を「ふるさと所沢」に修正している。

以下質疑。

(中川委員)

図書というのは、放っておくとそれだけでどんどん狭くなっていくもので、人への興味などと繋がって世界が広がっていくものだと思います。図書館に行くきっかけは、どこにあるか分からないものですので、夢が広がるような文言を使って策定されていると、より良くなると思います。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 協議事項 平成31年度所沢市教育行政推進施策について

資料に則り、安田教育総務課主幹兼教育企画室長より、以下のとおり説明がなされた。

「第2次所沢市教育振興基本計画」が1月の教育委員会会議で議決され、平成31年4月1日から新たにスタートすることになり、教育行政推進施策についても新しい施策体系図に沿ったものとなる。それに伴い、以前よりどの事業が重要であるか分かりづらいとの指摘をいただいていたため、大きく2点レイアウトを変更した。

1点目として、教育総務部より1事業、学校教育部より1事業を「最重点事業」として、始めに掲載することとした。

2点目として、以前は施策体系図に沿って事業を掲載していたが、「重点事業」を先にまとめて掲載することとした。なお、「主要事業」は「主な事業」から名称を変更している。

今後のスケジュールは、このあとの協議でいただいた意見をもとに、3月には議案として、審議をお願いする予定である。

以下、質疑。

(中川委員)

「最重点事業」が掲載され、所沢の教育がどこに力を入れているのか理解しやすく、昨年度までと比べて、より分かりやすくなったと思います。写真も効果的に使われていて、見やすいと感じました。

山口中学校の災害復旧事業についてですが、この事業が掲載されるのは、今回までということでしょうか。

(森田教育施設課長)

杭工事が平成31年3月まで、擁壁工事が31年10月まで、附帯工事が31年12月までを目途に行われる予定となっています。

(岩間学校教育部長)

体育館はすでに全面使用可能で、卒業式も体育館で行われる予定となっており、すべての教育活動が滞りなく行われています。

(内藤教育長)

他に意見等がありますか。

《意見等なし》

(内藤教育長)

それでは、委員の意見を参考に引き続き対応をよろしく申し上げます。

9 報告事項

所沢市教育委員会後援等名義使用許可について(教育総務課)

所沢市教育委員会の2月から5月までの主な行事予定について(教育総務課)

平成30年度所沢市スポーツ大賞表彰式の実施について(スポーツ振興課)

所沢市「設置する学校に係る部活動の方針」の策定について(学校教育課)

学校給食展の開催結果について(保健給食課)

以下、質疑。

(寺本委員)

部活動の方針について、国や県が示した内容を基に作成していると思いますが、市として加えた内容はありますか。

(戸村学校教育部次長)

概ね、国や県のガイドラインに従っていますが、市としては、サマーリフレッシュウィークに関する記述を加えています。サマーリフレッシュウィークは市教委で設定し、各学校へ通知するものです。夏のお盆休みの時期に、1週間程度設定しています。

(寺本委員)

大会に重なるなど、影響はありませんか。

(岩間学校教育部長)

サマーリフレッシュウィーク直後に大会がある場合は、その期間練習を行い、大会終了後に同等の期間のお休みを取るといった柔軟な対応ができるようにしてあります。

(寺本委員)

「それに該当するのは、この部活です」ということを明記してあげると、夏休み中の家族のスケジュールが立てやすくなり、トラブルも避けられると思います。

(内藤教育長)

当市では、どういう組織でこの方針を検討してきたか説明してください。

(戸村学校教育部次長)

検討委員会を立ち上げ、中学校長会の会長、中学校体育連盟の会長、保健給食課、スポーツ振興課等の指導主事を加えて検討してきました。

(大岩教育長職務代理者)

県の方針では、高等学校の部活に関しても原則として適用するとしています。今の中学生が、このような方針があると思って高校に進学した後に、実際は、方針どおりに適用されておらず、こんなはずではなかった、という思いを持ってほしくないので、県立高校においても、準拠されるようにしてほしいと思います。

(中川委員)

保護者に対しても、国や県の方針でこうなっていると伝えていくことが大切だと思います。

(戸村学校教育部次長)

各学校で方針を作ってもらい、周知していく予定です。

(寺本委員)

学校ごとに作成して周知するとなると、学校間で温度差が生じることはないでしょうか。

(岩間学校教育部長)

全国大会に出るような部活があったり、熱心にやりたい先生がいたりする場合もありますので、実際のところ、ご指摘いただいたような可能性もありますが、「土日のどちらかは休養日とする」「平日も週1日は休む」というところは、ほぼ方針に近い状態になってきています。今は、教員に浸透させていく段階であり、最終的にこの方針に沿うように取組を進めていこうとしているところです。

(内藤教育長)

部活の時間が短すぎて指導できないという声を聞くこともあり、学校間や部活ごとで温度差はあると思います。すぐに平準化するというのは難しいと思いますので、各校の現状を鑑みながら、示された方針に向けて進めていただくことになると思います。

(清水委員)

学校や地域の名誉のためではなく、学校における部活動というものが何を優先すべきか、ということが描かれたガイドラインであるべきだと思います。

(中川委員)

子ども達の幸せにつながる方針であってほしいと思います。

(吉本委員)

『生徒のニーズを踏まえた環境の整備』の中に、「文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部を設置するよう努める」とありますが、この部分は非常に大きいと思いますので、各学校の顧問の先生に徹底して、注意深く子ども達を見ていただけるようお願いしたいと思います。

10 その他

- ・教育総務課からの報告
- ・学校教育課からの報告
- ・教育委員会会議 3月定例会：3月15日（金）午後1時30分
所沢市役所6階 602会議室
- ・教育委員会会議 4月定例会：4月26日（金）午後1時30分
所沢市役所6階 602会議室
- ・教育委員会会議 5月定例会：5月27日（月）午前10時
所沢市役所6階 602会議室

議案第37号 県費負担教職員(管理職)の人事に関する内申について

資料に則り、岩間学校教育部長から説明がなされた。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

11 閉会 午後3時30分